

平成 28 年 10 月 31 日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

「自然災害補償付き住宅ローン」の商品内容改定について
～国内銀行初！既に当行で住宅ローンをご利用中のお客さまもお申込みいただけます～

株式会社関西アーバン銀行（取締役会長兼頭取：橋本 和正）は、平成 28 年 11 月 1 日（火）より「自然災害補償付き住宅ローン」の商品内容を改定いたしますので、お知らせいたします。

当行は、平成 25 年 7 月 22 日より、自然災害でご自宅が罹災した場合、罹災の程度に応じて返済金額の一部を補償する特約付き住宅ローンの取り扱いを、地方銀行で初めて開始しております。

本特約は、万一の自然災害発生時に、住宅ローンの返済負担を軽減し、お客さまの生活再建をサポートするもので、今回の商品内容改定により、新たに当行で住宅ローンをご利用予定のお客さまだけでなく、既に当行で住宅ローンをご利用中のお客さまも本特約をご利用いただけるようになります。既に住宅ローンをご利用中のお客さまへの自然災害発生時の返済金額の一部を補償する特約は、銀行初の取り扱いとなります（当行調べ）。

当行は、今後もお客さまの様々なニーズにお応えできるよう、一層の商品・サービスの充実に努めてまいります。

「自然災害補償付き住宅ローン」商品概要（下線部が今回の改定点です）

商品名	自然災害補償付き住宅ローン
お使いみち	下記の住宅ローン・ご自宅が対象となります。
対象となる住宅ローン	(1) 住宅ローンの資金使途が以下のいずれかであること。 ・建物購入(建築・増改築)資金、またはそれに係る諸費用が含まれていること。 ・建物購入(建築・増改築)資金を当初の資金使途に含む他行住宅ローンの借換資金、またはそれに係る諸費用であること。 (2) 新たに当行でご契約、 <u>またはご利用中</u> のお客さまで、以下を除く住宅ローンであること。 ・預金連動型住宅ローン ・セカンドハウスローン ・買い換え住宅ローン（売却される住宅に係る住宅ローンのご返済資金部分）
対象となるご自宅	(1) ご融資対象物件が、昭和 57 年 1 月 1 日以降の建築年月日であること。 (2) 借主となるお客さまご本人居住用の物件であること。
ご融資利率	住宅ローン通常金利に年 0.1%上乗せとなります。
補償内容	ご融資対象物件であるご自宅が、自然災害(※)に罹災した場合に、その罹災の程度に応じた下記回数分の住宅ローン約定返済額相当額を補償(払い戻し)します。 ・全壊 約定返済 24 回分 ・大規模半壊 約定返済 12 回分 ・半壊 約定返済 6 回分 (※) 自然災害とは、水災・風災・ひょう災・雪災、落雷または地震・噴火・津波を直接もしくは間接の原因とする火災・損壊・埋没または流出をいいます。

以 上

関西をもっと元気に!!

 関西アーバン銀行

